

大津市総合水害ハザードマップ作成業務仕様書

1 業務名称

大津市総合水害ハザードマップ作成業務

2 業務の目的

本業務は、大津市における浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険区域及び避難に関する情報を市民等へ分かりやすく提供する総合水害ハザードマップを作成することを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、大津市（以下「甲」という。）が実施する「大津市総合水害ハザードマップ作成業務」（以下「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「乙」という。）が実施する業務内容を定めるものである。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌開庁日から令和9年3月19日までとする。

5 関係法令等の遵守

本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 大津市契約規則
- (7) 防災基本計画
- (8) 滋賀県地域防災計画
- (9) 滋賀県水防計画
- (10) 大津市地域防災計画
- (11) 大津市水防計画
- (12) 国土交通省『水害ハザードマップ作成の手引き』
- (13) 内閣府『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』
- (14) 内閣府『避難情報に関するガイドライン』

- (15) 個人情報の保護に関する法律
- (16) その他関係法令及び通達等

6 業務内容

本業務は、令和8年度委託業務について本市の土砂水害リスクに関するハザードマップデータを作成し、それが示すリスクについて、市民に対してより効果的な啓発を行うことができるように企画提案を募集するものである。なお、本業務は、国の社会資本整備総合交付金を活用した業務であることに留意すること。

(1) 業務区分

本業務は、以下の2区分で構成する。それぞれの業務をあわせて実施要領に記載された予算額にて実施すること。

ア 必須業務

甲が実施を指示する業務である。各業務の概要は下記のとおり。

- (ア) 計画・準備
- (イ) ハザードマップデータの作成
- (ウ) 印刷版ハザードマップの作成

イ 提案業務

乙の提案により実施する業務である。各業務の概要は下記のとおり。なお、各業務について「ハザードマップの作成」について企画提案を行うこと。ただし、全戸配布はしないものとするため、提案には含めないこと。

- (ア) 地域利用型ハザードマップ
- (イ) 上記以外のハザードマップで、事業者の独創性により企画提案されたもの

(2) 必須業務

ア 計画・準備

乙は業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。本業務で行う作業項目は、以下のとおりである。

(ア) 打合せ協議

本業務の実施における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、納品時の計3回を基本とするが、必要に応じて適宜打合せを行う。また、乙は、本業務の進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、甲に提出する。

(イ) 既存資料の収集・整理・分析

乙は、本業務実施にあたり必要となる次の資料について、収集・整理・分析を行うものとする。なお、甲が作成または保有する資料やデータについては提供するものとする。

①収集・整理を行うもの	
a 背景地図	白地図（本市統合型 GIS より出力）または国土地理院のもの（shape 形式）
b 浸水想定区域	下記にかかる GIS データ（shape 形式） ・洪水浸水想定区域図（滋賀県公表分） ・雨水出水浸水想定区域図（大津市企業局公表分）
c 土砂災害警戒区域	最新の土砂災害警戒区域等に関する GIS データ（shape 形式）
d 避難所等	指定避難所及び指定緊急避難場所の最新の所在地、名称等が確認できる資料
e 公共施設・要配慮者利用施設等に関する情報	防災関係機関（市関連施設、消防署、警察署、病院）及び要配慮者利用施設や大規模工場等の最新の所在地、名称等が確認できる資料
f 災害時危険箇所	アンダーパス等危険箇所の位置が確認できる資料
g その他	その他ハザードマップの作成に必要と認められる資料

②収集・整理・分析を行うもの	
h 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	洪水浸水想定区域図（滋賀県公表分）及び雨水出水浸水想定区域図（大津市企業局公表）に、本市が提供する要配慮者利用施設の所在地データを重ね合わせて割り出した区域内に位置する施設の名称等の一覧（excel 形式）

イ ハザードマップデータの作成

（ア）マップデータの作成

以下のデータを用いて、大津市域のハザードマップを作成すること。学区ごとに縮尺等を工夫し、分かりやすいマップとなるよう努めること。

i) 背景地図（基図）の作成

- ・各マップの縮尺、掲載範囲、掲載位置及び表示する地物については、甲と協議の上決定するものとする。
- ・作成にあたり GIS データを扱う業務であること、且つ、地図の測量精度を保つため、自社の一般社団法人地理情報システム学会 GIS 資格認定協会による専門技術者の認定を受けている者または公益社団法人日本測量協会による地理空間情報専門技術者（GIS 1 級に限る。）の認定を受けている者が地図データの精度管理（データ配信の位置情報精度も含む）を行うこと。

ii) 地図掲載内容

- ・洪水浸水想定区域と雨水出水浸水想定区域の shape ファイルを重ね合わせ

て、最大浸水深をマップ上に表示する。

- ・洪水浸水想定区域と雨水出水浸水想定区域はそれぞれ別の色で着色する。色合いについては、甲と協議して決定するものとする。
- ・表示する地物については背景地図に表示し、色合いや大きさ、線の太さなどは甲と協議して決定するものとする。

iii) その他注意点

- ・多種の警戒区域等が重なるエリアについては、色彩使用、ハッチ、アミ点等の技法を使用し、見やすい成果品となるよう努めること。
- ・色合いや大きさ、線の太さなどは甲と協議して決定するものとする。
- ・文字はユニバーサルフォントを使用し年齢や身体能力に左右されることのない、配色や文字の大きさ等を配慮したメディア・ユニバーサル・デザイン（MUD）を用いた作成を行なうこと。なお、本業務全てにおいて、自社のメディア・ユニバーサルデザインディレクター資格を有する者を業務責任者として配置すること。

(イ) 情報・学習編データの作成

- ・資料を収集・整理し、甲と乙が協議の上決定後、乙にて作成し、甲が確認する。
- ・家庭内でできる備蓄の備えや気象情報の解説、災害時行動タイムライン等、市民が利用できる防災情報を記載する。イラストを多く用いる、文字の大きさや余白の取り方に配慮する等、できるだけ広範な属性の人に伝わりやすい内容となるように留意すること。

(ウ) 校正

- ・文字校正 3 回程度、色校正 1 回（簡易色校正）以上行うものとする。

ウ 印刷版ハザードマップの作成

(ア) ハザードマップ

「6（2）イ ハザードマップデータの作成」にて作成したマップデータを 36 学区に分割し、印刷する。

- ・印刷部数：36 学区合計で 20,000 部。学区ごとの内訳は別紙参照。
- ・用紙：丈夫で水に濡れてもにじみにくいものを使用すること。
- ・規格：最小で展開 A2 版とする。ただし、後述する封筒に折りたんで収納できる大きさとする。
- ・色数：4 色 + 4 色

(イ) 情報・学習編

- ・作成した情報・学習編データを印刷する。折りたたんだときにリーフレットとして見やすいように、レイアウトを工夫すること。
- ・印刷部数：20,000部（1種類）
- ・用紙：丈夫で水に濡れてもにじみにくいものを使用すること。
- ・規格：最小で展開A3版とする。ただし、ハザードマップと合わせて後述する封筒に折りたたんで収納できる大きさとする。
- ・色数：4色+4色

(ウ) 封筒

- ・印刷部数：20,000部（36学区分。学区ごとの内訳はハザードマップと同じ。）
- ・規格：洋長3封筒
- ・用紙：ケント紙100/m²
- ・色数：4色+0色（片面印刷）
- ・印刷：甲が提供するイメージキャラクターのイラスト等を使用してデザインする。また、紙面に各学区名を記載する。

(3) 提案業務

ア 地域利用型ハザードマップ

「6(2)イ ハザードマップデータの作成」にて作成したマップデータを活用し、自治会等が地域で実施する訓練や災害対応で活用することのできるものの作成について、自由に提案を求める。ただし、全戸配布はしないものとするため、提案には含めないこと。

イ 上記以外のハザードマップで、事業者の独創性により企画提案されたもの

前項以外で、「6(2)イ ハザードマップデータの作成」にて作成したマップデータを活用し、市民のハザードリスクの理解に資する媒体の作成について、自由に提案を求める。ただし、全戸配布はしないものとするため、提案には含めないこと。

7 成果物の納品

(1) データ納品分

pdf形式とAdobe Illustrator形式でそれぞれ納品する。

マップのpdfデータについては、36学区に分割する。pdfデータはホームページ上で公開するため、PC及びスマートフォンで開いた際に見やすいように縮尺を調整する。

(2) 印刷納品分

印刷物の納品については封筒にハザードマップ、情報・学習編リーフレットを封入した状態で学区ごとに仕分けして、大津市役所危機・防災対策課まで納品する。

(3) 地域利用型ハザードマップ

梱包し、各支所まで納品する。組み立てが必要なものについては、現地で組み立てを行うなど、使用に供せる状態で納品すること。

(4) 提案業務成果物納品分

納品方法については、打ち合わせの中で別途決定する。なお、使用する場所での納品を基本とする。

8 提出書類

乙は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を甲に提出し承認を得るものとする。

- ・業務着手届
- ・業務実施工程表

9 守秘義務

(1) 乙は、本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、甲の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

(2) 乙は、本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、次に掲げることを遵守の上、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

- ・本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しないこと。
- ・本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管を行うこと。
- ・本業務にかかる個人情報の処理は、自ら行うこととし、第三者にその処理を委託しないこと。
- ・本業務にかかる個人情報を、当該業務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供しないこと。
- ・本業務にかかる個人情報を複製し、または複製しないこと。
- ・本業務にかかる個人情報の取扱いに関し、事故等が発生した場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。
- ・本業務完了後には、当該業務にかかる個人情報を甲に返却し、または漏えいを来さない方法により確実に処分すること。
- ・その他、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

10 指示及び監督

本業務を実施するにあたり、甲の意図及び目的を十分に理解した上で全体を計画、管理、指示する者を配置し、甲が定める監督員と常に密接な連絡、打ち合わせ体制を行うこととし、履行期間中においても進捗状況を随時報告することとする。

11 成果品の帰属

本業務における成果品の著作権及び所有権は、甲に帰属するものとし、甲の責において複製又は二次利用する事を乙は認めること。

乙は、成果品又は収集した資料を甲の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、乙又は第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利などは、乙又は第三者に留保されるものとする。

12 費用負担

本業務におけるイラスト・地図利用にかかる著作権、複製使用については、乙の負担とする。

13 検査

乙は、本業務完了後速やかに業務完了届、成果品、関係書類を提出し、完了検査を受けなければならない。

14 疑義

乙は、作成業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、甲と事前に協議しその指示に従わなければならない。

別紙「印刷部数内訳表」

No.	学区	部数
1	小松	230
2	木戸	260
3	和邇	500
4	小野	230
5	葛川	130
6	伊香立	130
7	真野	360
8	真野北	360
9	堅田	1,100
10	仰木	130
11	仰木の里(仰木の里東を含む)	650
12	雄琴	360
13	日吉台	230
14	坂本	650
15	下阪本	650
16	唐崎	1,000
17	滋賀	1,100
18	山中比叡平	130
19	長等	750
20	藤尾	260
21	中央	500
22	逢坂	500
23	平野	1,100
24	膳所	880
25	晴嵐	1,000
26	富士見	500
27	石山	650
28	南郷	500
29	大石	230
30	田上	550
31	上田上	130
32	青山	500
33	瀬田南	850
34	瀬田	750
35	瀬田北	1,300
36	瀬田東	850
	合計	20,000